

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和34年4月からB社に勤務していたが、会社からA社へ行ってくれと言われて35年4月から勤務した。

この間、転居せずにB社の寮から通勤しており、厚生年金保険にも引き続き加入しているものと思っていたが未加入期間があるのは納得がいかない。申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、B社と資本関係にある系列会社であり、申立人の同僚の供述から判断すると、申立人はB社からA社に転籍し継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が解散しており不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年8月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月2日から同年9月1日まで

私は、昭和46年8月2日より同年12月28日までA事業所で臨時職員として勤務し、8月分の給与から厚生年金保険料が4か月分控除されているのに、ねんきん特別便では9月1日加入になっていた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述、申立人が保有する給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の社会保険料控除額及び昭和46年9月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年10月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を46年10月から47年7月までは3万6,000円、47年8月から48年5月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月4日から48年6月21日まで

私は、昭和46年10月A社に入社した。私の厚生年金保険の加入が昭和48年6月となっているが、46年10月から正社員として働いていたことに間違いは無く、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶もあるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人が昭和46年10月4日からA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同職種で、A社のB営業所において事務係をしていた同僚は、「私と同じく昭和46年10月から勤務しているのだから、当然、その時から厚生年金に入っているはずだ。」と供述しており、同営業所における申立人の上司及び同僚は、いずれも入社時から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の社会保険事務所の記録から、昭和46年10月から47年7月までは3万6,000円、47年8月から48年5月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和48年6月22日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで
昭和45年4月ごろ、私が市役所出張所で夫婦の国民年金の加入手続きを行い、同じ月に市役所出張所で夫婦二人分の昭和43年度及び44年度の国民年金保険料を過年度納付した。また、45年度の夫婦の保険料は、市役所出張所か町会集金で私が現年度納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無い。

また、申立人は、昭和45年4月ごろ、市役所出張所で申立人夫婦の国民年金加入手続きを行うとともに、昭和43年度及び44年度の保険料を納付したと述べているが、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によれば、国民年金手帳送付年月日は申立人夫婦ともに47年9月18日であり、申立人夫婦が所持している国民年金手帳にも47年9月18日発行と押印されていることから、申立人はこのころ加入手続きを行ったと推認される。この時点で申立期間の大半は既に時効により保険料を納付することができない期間であり、これ以外の納付可能な期間についても過年度保険料となるため、市役所出張所で保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が所持している昭和45年から48年までの確定申告書控等の税務関係書類によれば、47年及び48年は国民年金保険料と国民健康保険料の金額が記載されているが、45年及び46年は国民健康保険料の金額しか記載されておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できない。

加えて、申立人は、「昭和45年度の保険料から現年度納付を始めた。」と述べているが、市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人夫婦とも申立期間後の46年度の保険料が昭和48年6月に過年度納付されており、45年度から現年度納付していた状況はうかがえない。

そのほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案 314

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで
昭和45年4月ごろ、私の夫が市役所出張所で夫婦の国民年金の加入手続きを行い、同じ月に市役所出張所で夫婦二人分の昭和43年度及び44年度の国民年金保険料を過年度納付した。また、45年度の夫婦の保険料は、市役所出張所か町会集金で夫が現年度納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）は無い。

また、申立人の夫は、昭和45年4月ごろ、市役所出張所で申立人夫婦の国民年金加入手続きを行うとともに、昭和43年度及び44年度の保険料を納付したと述べているが、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によれば、国民年金手帳送付年月日は申立人夫婦ともに47年9月18日であり、申立人夫婦が所持している国民年金手帳にも47年9月18日発行と押印されていることから、申立人の夫はこのころ加入手続きを行ったと推認される。この時点で申立期間の大半は既に時効により保険料を納付することができない期間であり、これ以外の納付可能な期間についても過年度保険料となるため、市役所出張所で保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の夫が所持している昭和45年から48年までの確定申告書控等の税務関係書類によれば、47年及び48年は国民年金保険料と国民健康保険料の金額が記載されているが、45年及び46年は国民健康保険料の金額しか記載されておらず、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことが確認できない。

加えて、申立人の夫は、「45年度の保険料から現年度納付を始めた。」と述べているが、市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人夫婦とも申立期間後の46年度の保険料が昭和48年6月に過年度納付されており、45年度から現

年度納付していた状況はうかがえない。

そのほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から63年9月まで

父親が私の国民年金の加入手続をし、納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたはずであり、父親が作成していた税務関係資料にも保険料の記載があることから、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたとしており、申立人自身はそれらに関与していない上、申立人の父親は高齢のため事情を聴くことができず、当時の状況は不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金の加入手続は昭和62年10月ごろに行われ、被保険者資格を51年5月にさかのぼって取得したと推認されるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間のうち、加入手続前の期間については、国民年金に未加入の状態であったため、納税組合を通じて定期的に保険料を納付することはできなかったと考えられる。一方、加入手続後の期間については、申立人の父母の保険料が申請免除されている期間が含まれており、申立人の父親が安定して保険料を納付していた状況にあったとは言い難い。

さらに、申立人は、申立人の父親が当時作成した税務関係資料には昭和53年6月の欄から3人分の国民年金保険料の記載が見られることから、申立人の父親がこの時期から父母の保険料に併せて申立人の保険料を納付していたはずであると主張しているが、当時、同居していた申立人の弟は、おおむね同時期に国民年金に加入し、保険料も納付されていることから、税務関係資料に記載されている3人分の保険料の内訳は申立人の父母及び弟の保険料であったとみるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から23年1月2日まで
② 昭和23年6月7日から同年8月1日まで
③ 昭和23年9月1日から26年1月1日まで

申立期間①及び②については、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録がない。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③については、B社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録がない。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の同僚等の供述から、勤務の始期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社C営業所に運転手の助手として勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、運転手の助手であった期間は見習いの様なもので、厚生年金保険の被保険者記録がない旨供述しているところ、当該複数の同僚の被保険者記録から、当時のA社では、運転手や整備工については3か月から半年近くの試用期間があり、運転手の助手については臨時社員の扱いで長期間厚生年金保険の被保険者資格を取得させてもらえなかったことが推認できる。

また、A社は、「当時の人事記録等の関連資料は残っていない。」と回

答しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、当時の同僚等から、勤務の終期に係る供述が得られず、申立人がA社C営業所に勤務していたことが推認できない。

また、A社は、「当時の人事記録等の関連資料は残っていない。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、当時の同僚等の供述から、勤務の始期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にB社D営業所に運転手として勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の同僚、事業主等の説明から、申立人は申立期間については臨時社員の扱いを受けていたことが推認される。

また、B社は解散しており、営業を継承したE社にも、申立期間に係る申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料等は無い。

このほか、申立人は、すべての申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川厚生年金 事案 243（事案 83 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
新たに、申立期間に係る A 事業所の慰安会等の写真を提出する。また、申立期間に B 医院及び C 医院で治療しているのを、調査のうえ、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除された事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い上、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、昭和 41 年 9 月に申立期間の直後である同年 2 月及び 3 月の国民年金保険料が還付されていることから、申立人あるいはその母親が、申立人の同年 2 月からの厚生年金保険加入を理由として、申立人の国民年金被保険者資格喪失の申出をしたものと推認されること、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び職歴審査照会回答票を確認したところ、申立期間当時において健康保険被保険者番号は順番に払い出されており、欠番も無く、昭和 41 年 1 月以前に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡が無いこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料として A 事業所の慰安会等の写真（写）を提出しているところ、当該写真（写）とこれらについての同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、この点に関しては、当初の委員会で既に推認しているところである。

また、申立期間に B 医院及び C 医院で治療しているとしているところ、

B 医院については、診療履歴が保存期間の経過に伴い廃棄処分されており、健康保険証の使用に関して確認することができない上、C 医院については、昭和 41 年 4 月の開院であることから、申立期間に治療できたとは考え難い。

その他に、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。